

# 札幌市指定障害児通所支援事業者募集要項

(令和8年10月～令和9年9月指定分)

## 1 制度の概要

札幌市における発達支援の質の向上を図るため、指定障害児通所支援事業者の新規指定に当たり、国の基準に加え、市独自の基準を設け、当該基準を満たす事業者を選定する。

## 2 選定対象等

### (1) 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス

### (2) 選定の対象外となる事業所

以下ア～ウは選定の対象外とするが、これは児童福祉法第21条の5の15第8項に定める指定を行うに当たっての条件である。

当該条件に違反したと認められた場合は指定を取り消すことがあるので、十分に留意すること。

ア 主として重症心身障がい児を受け入れる事業所

イ 看護職員を配置（派遣による配置を除く）して医療的ケア児を受入れ、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定をする事業所

ウ 吸収合併等の前後で設備又は人員体制に変更がない等、実質的に継続した運営であると札幌市が認める事業所

### (3) 開所期間

令和8年10月1日～令和9年9月30日

## 3 応募要件

(1) 児童福祉法第21条の5の15第3項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない者でないこと。

(2) 市町村税、消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。

(3) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手

続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員である者又は法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者若しくは同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 選定後、令和9年9月30日までに事業所を開設すること。

(6) 選定後の運営に当たっては、国のガイドラインのほか、札幌市で定める「児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制に係る基本方針（令和8年3月改定）」を踏まえたものとし、児童発達支援センターとの連携体制を確保した上で、特に、当該方針の「札幌市における障がい児通所支援が目指すべき方向性」で示す観点を全て網羅した発達支援を提供すること。

（札幌市ホームページ「障がい児支援ネットワーク（2児童発達支援センターのあり方について）」）

[https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iidou/iidou\\_hattatushiensenter.html](https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/iidou/iidou_hattatushiensenter.html)

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 障害児通所支援 > 障がい児通所支援ネットワーク

(7) 選定による新規指定後に開催する「札幌市児童発達支援センター研修」を必ず受講すること。

また、その後も継続的に当該研修を受講すること。

（札幌市ホームページ「障がい児支援ネットワーク（3(2)各年度の取組み）」）

※ URLは上記3(6)と同じ。

#### 4 選定予定事業所数

若干数

## 5 申込方法

### (1) 提出書類

#### ア 応募様式

- (ア) 札幌市指定障害児通所支援事業者選定申込書（様式1）
- (イ) 応募様式（設備、人員等）（様式2-2）
- (ウ) 応募様式（発達支援の内容等）（様式2-2）

#### イ 添付資料

- (ア) 平面図（別添1）
- (イ) 運営実績等確認書（別添2） ※運営実績のある事業者のみ
- (ウ) 収支計画書（別添3）
- (エ) アセスメント想定シート（別添4）
- (オ) 個別支援計画（任意様式）
- (カ) 資金確保の状況が分かるもの

#### ウ 以下に該当する事業者のみ提出が必要なもの

- (ア) 過去2年間で、法人において、事業者（従事者）の過失による重大な事故、行政処分、刑事事件等の事案がある場合  
事故等の詳細や、対応結果が分かるもの（事故等発生状況報告書、会議録等）
- (イ) 過去2年間で、障害児通所支援事業所の運営実績がある場合  
法人の収支状況が分かるもの（収支報告書、損益計算書等）
- (ウ) 過去5年間で、法人が運営する障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等において、運営指導又は監査の実施があった場合  
運営指導又は監査の結果通知及び改善状況報告書

※ 提出書類の不足、不備等がある場合は、受付できない場合があります。

### (2) 提出方法

#### ア 提出先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課指定指導係

電話番号：011-211-2938

Eメールアドレス：sidou@city.sapporo.jp

## イ 方法

- ・ Eメールで提出してください。紙での提出は不可。
- ・ メールタイトルは、「【事業者名】選定申込」と記載してください。
- ・ 提出する全てのファイル名の先頭括弧内に事業者名を記載してください。

※ 例：「【事業者A】応募書類.xlsx」

- ・ 様式はエクセルデータのまま提出してください。手書き後にスキャンしたものの等は受付しません。
- ・ 字数制限のあるものは、指定の字数内で簡潔に記載してください。

## ウ 受付確認

本市が申込メールの受信を確認した翌々営業日までに、受付確認メールを申込事業者宛てに送信します。受付確認メールが届かない場合は、担当係宛てに電話で連絡してください。

### (3) 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月11日（木）午後5時15分まで

## 6 選定方法

### (1) 令和8年度選定基準

以下に掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/siteisidou/r8senteibosyu.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 指定障害児通所支援事業者の募集

### (2) 委員会の名称

札幌市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

### (3) 選定の流れ

#### ア 一次審査

一次審査では、原則、書面審査により行いますが、札幌市が必要と認めた場合、面接を実施する場合があります。面接をする場合はEメールにて日時、場所等をご連絡します。

選定数によらず、選定基準のうち、「設備、人員等」に関する基準及び「発

達支援の内容等」に関する基準をいずれも満たす事業者が、二次審査へと進みます。その他の事業者は、二次審査を行いません。

#### イ 二次審査

二次審査では、原則、書面審査及び面接により、選定基準のうち、「発達支援の内容等」に関する採点を行います。

二次審査で、本市が定める基準を満たす事業所数が選定予定事業所数以上の場合は、一次審査及び二次審査の採点結果を合計し、点数の高い事業所から順に選定予定事業所数までを選定します。

※ 面接は、原則、管理者及び児童発達支援管理責任者が参加してください。法人代表を除き、従業者となる予定の者以外の立会いは認めません。

#### (4) 選定結果の通知

##### ア 時期（予定）

###### (ア) 一次審査

令和8年7月3日(金)まで

###### (イ) 二次審査

令和8年7月30日(木)まで

##### イ 方法

選定結果の通知を、申込を行った全ての事業者に対し、様式1（5(1)ア(ア)）に記載のある担当者のEメールアドレス宛てに、Eメールで送付します。

#### (5) 選定結果の公表

選定基準を遵守し、より質の高い発達支援を提供する事業者として、選定した事業者及び事業所の名称等を札幌市ホームページにて公開する予定です。

### 7 指定申請

選定された事業者は、指定月の前々月末日までに、指定申請に係る書類を提出してください。

新規指定の具体的な手続きは、以下のページのほか、当該ページのリンク先「指定申請の手引き」、「申請書」から確認してください。

(札幌市ホームページ「指定申請（新規）」)

[https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/5\\_siteiyosiki.html](https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/5_siteiyosiki.html)

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定  
> 指定申請（新規）

## 8 定員増等に係る指定変更の一時停止

令和7年度選定制度において可能としていた定員増、単位の増設及び従たる事業所の設置に関する指定変更について、令和8年4月1日から当面の間、原則一時停止します。

なお、単位の増設の指定変更は一時停止しますが、新規指定の対象（定員増及び従たる事業所の設置は対象外）であり、選定に応募のうえ、選定された場合については新規指定します。

## 9 留意事項

- (1) 災害等のやむを得ない事由を除き、開所時期が令和9年10月1日以降になる場合、原則、選定結果を取り消し、指定しません。
- (2) 事業所開設地は、申込内容と同一の小中学校区内であること及び児童1人当たりの専有面積が一定以上減少しない場合に限り、申込後に変更が可能です。
- (3) 上記(2)以外の選定後の申込内容の変更は原則認めず、選定結果を取り消します。ただし、変更の内容が軽微である等で、本市が認めるものについては、この限りではありません。申込内容の変更に係る取扱いは、以下のとおりです。

### ア 変更を認めない内容（例）

- ・管理者、児童発達支援管理責任者
- ・従業員の減員
- ・有資格者の職種の変更（作業療法士から理学療法士への変更等）
- ・従業員の常勤から非常勤への変更、ほか

### イ 変更を認める内容（例）

- ・管理者、児童発達支援管理責任者以外の従業員
- ・従業員の増員
- ・従業員の非常勤から常勤への変更、ほか

- (4) 虚偽その他不正な申込があった場合、選定結果を無効とします。
- (5) 本選定により、土地建物関係の法令上の制限解除、児童福祉法に基づく指定等

が保障されるものではありません。

- (6) 事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、本市は責任を負いません。
- (7) 選定に係る申込書類は、理由を問わず返却しません。
- (8) 1法人で複数申請することができます。

## 10 応募に当たっての質問

応募手続の質問は、スマート申請にて受付いたします。選定基準の内容等、手続以外の事項についての質問には回答しません。

また、回答内容に确实性を期すため、原則、電話での質問には回答しません。

(スマート申請質問票)

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



【担当】

札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課指定指導係

電話番号：011-211-2938

Eメールアドレス：sidou@city.sapporo.jp